

じどう - ぎゃくたい  
【児童虐待】

親などの保護者や、その同居人などが児童に虐待を加えること。児童の身体・精神に危害を加えたり、適切な保護・養育を行わないこと。→児童虐待防止法

特集  
子どもを取り巻く  
環境

今、子どもたちの身の回りでは何が起きているのか考えていきたい

市子どもの権利条例(一部抜粋)

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在である。一人の人間として尊重され、よりよい環境の中、健やかに成長していくことが大切にされなければならない――



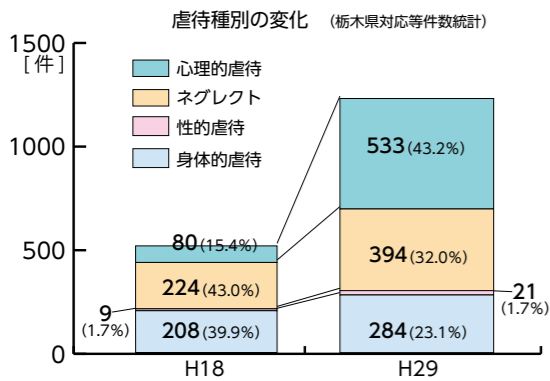
虐待にさらされる子どもたち

「もうおねがい ゆるして」。今年3月、東京・目黒にて虐待で命を奪われた5歳の女の子。ノートにはひらがなで反省文が綴られていたという。親の残忍な暴力と子どもへの無邪気な笑顔を伝えるテレビから、思わず目を背けた人もいるだろう。虐待で命を奪われる子どもは年間50人超。今日もどこかで子どもたちが虐待にさらされている。

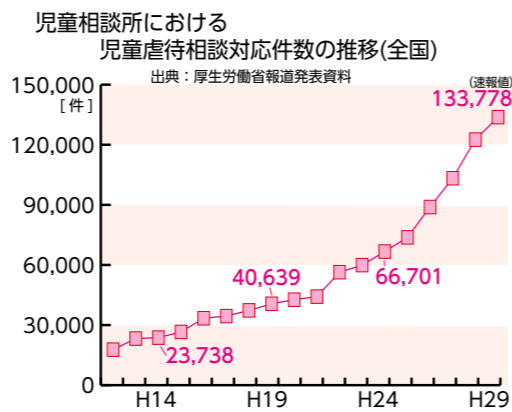
核家族化、雇用の不安定化、地域のつながりの希薄化など、急速に変化する社会形態。子育て環境も変わり、家庭は地域社会から孤立し、親の負担は増大傾向にあるといわれる。それに伴い増加している虐待の件数。全国の児童相談所への相談件数は、平成29年に13万件に達し、ここ10年で3倍にもなっている。

身近な場所にも広がる虐待

市子ども・子育て総合センターは、県北児童相談所と連携し、虐待防止に取り組んでいる。昨年に両機関が受けた市内の相談件数は239件。年々増加の一途をたどっている。決して、テレビの向こう側の問題ではない児童虐待。子どもの未来を守るために、できることは何だろうか。



**心理的虐待**：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い など  
**ネグレクト**：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする など  
**性的虐待**：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る など  
**身体的虐待**：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる など



子ども・子育て総合センターは、子育て中の保護者からの相談やひとり親家庭への支援、子どもの発達支援など子育て全般を広く支援する総合窓口です。子どもの行動や成長に関する相談からDV・離婚問題に至るまで、ありとあらゆる相談を年間3千件以上受け付けています。最近はそのうちの3%程度が虐待に関する相談という状況です。

また、昨年度、当センターに寄せられた虐待通告の件数は59件。今年8月末までに44件ほど受け付けており、昨年よりも多くなることが見込まれます。近所の人から「激しい泣き声がする」などと通告をいただくことも多く、皆さんの虐待に対する関心の高まりを感じています。

最近では、身体的虐待よりも心理的虐待が多く、子どもの目の前で夫婦のけんかをしたり、子どもに対して暴言を吐いたりといったケースが増えています。親は「しつけ」のつもりであることも多く、職員が通告を受けて家庭訪問をすると、親はその状況を受け入れがたいことが多いです。虐待を受ける子どもの年齢は、0歳～6歳までの未就学児が最も多く、次に小学生、中学生と続きます。

相談内容によって、見守りが必要



市子ども・子育て総合センター  
菊池 紀男 所長  
Norio Kikuchi

な場合は、相談員が定期的に家庭を訪問したり、医療機関やカウンセリングを勧めるなどの支援をしています。

子どもが生まれた時から大人になるまで、支援するのが当センターの役割。子どもたちがより良い人生を歩めるようお手伝いをしています。何か困り事や悩みがありましたら、気軽に相談してください。また、周りに困っていらっしゃるお母さん・お父さんがいましたら、こういう場所があることを教えてあげてください。

子育てのあらゆる相談の受け付け  
**子ども・子育て総合センター**  
 子育ての悩みや困りごとがあれば、何でも相談してください。  
 ▶とき 午前8時30分～午後5時15分  
 ▶ところ 西那須野庁舎2階  
 ▶問い合わせ ☎0287(46)5537

虐待かも…そんな場面に遭遇したら  
**児童相談所共通ダイヤル189**  
 ☎189にかけると、近くの児童相談所につながります。虐待かもと思ったら、いち早く電話をしてください。